事　 務　 連　 絡

令和２年 ４月８日

一般社団法人

全日本駐車協会 殿

国土交通省

都市局 街路交通施設課

　平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、先日来ご協力をいただいているところですが、このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。

　貴法人におかれては、下記についての周知並びに必要な対策の実施等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　記

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び「基本的対処方針」の改定について（周知）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間

は本日から５月６日までの１か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大

阪府、兵庫県及び福岡県の７都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに

定められました。

つきましては、貴法人におかれては「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）（令和２年４月７日付大臣官房危機管理官事務連絡）